

西部地域まちづくりの会

令和2年度

# 定期総会



日時 令和2年4月24日(金) 18時

会場 西部公民館 大ホール

# 第1部 部会報告

1 防犯・防災 部会

2 子育て・教育 部会

3 福祉・高齢者 部会

4 自然・生活環境部会

## 第2部 定期総会

1 開会のことば

2 あいさつ

3 来賓紹介及び祝辞

上田市市議会議員 西沢 逸郎 様

上田市市民まちづくり推進部 様

4 議長選出

5 議事

(1) 議案第1号 西部地域まちづくりの会、規約改正（案）の承認

(2) 議案第2号 令和元年度事業報告・決算報告、監査報告承認

(3) 議案第3号 令和2年度役員の承認

・新役員のあいさつ

・退任役員のあいさつ

(4) 議案第4号 令和2年度事業計画（案）・予算（案）の承認

6 議長退任

7 その他

8 閉会のことば

西部地域まちづくりの会規約 新旧対照表

改正後(案)	現 行
<p>(会員)</p> <p>第 5 条 まちづくりの会の会員は、西部地域に居住する住民並びに西部地域で活動する団体とする。</p> <p>また、地域内の企業等で、このまちづくりの会の目的に賛同するものも会員になることができる。</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 まちづくりの会に、次の役員を置く。</p> <p>(6) 西部、塩尻地区自治連会長 各 1 名</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 10 条 役員任期は、2 年とする。ただし、西部、塩尻地区自治連会長は、この限りではない。また、再任は妨げない。</p> <p>(運営委員会の構成)</p> <p>第 19 条 運営委員会は会長、副会長、西部地区及び塩尻地区自治連三役、上田西部地域協議会会長、同副会長、部会長、副部長、事務局長、会計をもって構成する。</p> <p>(部会)</p> <p>第 23 条 まちづくりの会に次の部会を置く。</p> <p>(5) IT 担当者部会</p> <p>(6) その他会長が必要と認める部会</p>	<p>(会員)</p> <p>第 5 条 まちづくりの会の会員は、西部地域に居住する住民及び西部地域で活動する団体とする。</p> <p>また、地域内の企業等で、このまちづくりの会の目的に賛同するものも会員になることができる。</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 まちづくりの会に、次の役員を置く。</p> <p>(6) 西部、塩尻地区自治連代表者 各 1 名</p> <p>役員任期)</p> <p>第 10 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(運営委員会の構成)</p> <p>第 19 条 運営委員会は会長、副会長、西部地区及び塩尻地区自治連三役、上田西部地域協議会会長、同副会長、元西部地区振興協議会代表者、部会長、副部長、事務局長、会計をもって構成する。</p> <p>(部会)</p> <p>第 23 条 まちづくりの会に次の部会を置く。</p> <p>(5) その他会長が必要と認める部会</p>

改正後(案)	現 行																
<p>(報酬)</p> <p>第28条 まちづくりの会役員報酬等は、別に定める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成30年6月26日から施行する。</p> <p>(設立時の事業年度)</p> <p>2 初年度の事業年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。</p> <p>(設立時の会計年度)</p> <p>3 第25条の規定にかかわらず、第1期の会計年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。</p> <p>4 まちづくりの会設立時の役員の任期は、第10条の規定に関わらず、令和2年3月31日までとする。</p> <p>附則 この規約は、令和元年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、令和2年4月24日から施行する。</p> <p>第28条関係 西部地域まちづくりの会 役員等の報酬</p> <p>1 年額制</p> <table border="1" data-bbox="268 1865 778 2049"> <tr> <td>会長</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	会長	60,000円	副会長	40,000円	事務局長	50,000円	会計	30,000円	<p>(役員報酬)</p> <p>第28条 まちづくりの会役員報酬等は、別に定める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成30年6月26日から施行する。</p> <p>(設立時の事業年度)</p> <p>2 初年度の事業年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。</p> <p>(設立時の会計年度)</p> <p>3 第25条の規定にかかわらず、第1期の会計年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。</p> <p>4 まちづくりの会設立時の役員の任期は、第10条の規定に関わらず、令和2年3月31日までとする。</p> <p>附則 この規約は、令和元年5月10日から施行する。</p> <p>第28条関係 西部地域まちづくりの会 役員等の報酬</p> <p>1 年額制</p> <table border="1" data-bbox="922 1865 1441 2049"> <tr> <td>会長</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td>20,000円</td> </tr> </table>	会長	40,000円	副会長	30,000円	事務局長	20,000円	会計	20,000円
会長	60,000円																
副会長	40,000円																
事務局長	50,000円																
会計	30,000円																
会長	40,000円																
副会長	30,000円																
事務局長	20,000円																
会計	20,000円																

改正後(案)	現行
監事 10,000円	監事 6,000円
西部・塩尻地区自治連会長 30,000円	西部・塩尻地区自治連代表者 20,000円
部会長 35,000円	部会長 10,000円
西部・塩尻地区自治連三役 25,000円	西部・塩尻地区自治連三役 8,000円
地域協議会正副会長 25,000円	地域協議会正副会長 8,000円
副部会長 20,000円	元振興協議会代表者 8,000円
部会員 10,000円	副部会長 8,000円
	部会員 6,000円

## 令和元年度事業報告書

(組織名:西部地域まちづくりの会)

単位:円

事業番号	実施日	事業名	事業内容	予算額	決算額
1	通年	組織運営事業	役員報酬、スタッフ人件費、事務所維持費など組織の運営経費	1,564,000	1,220,894
2	通年	情報発信事業	広報、ホームページなどの組織の活動などの情報発信	272,000	244,184
3	通年	まちづくり計画の策定	西部地域に課題に対し、地域が目指す地域像に向け、取り組めることをまとめた計画づくり	50,000	
4	通年	歴史遺産マップ作成 (自然・生活環境部会)	地域の歴史的な遺産に伝統行事などを地図上に落とすとともに画像としても残す作業	532,000	542,217
5	通年	ハザードマップ・救助マップづくり (防犯・防災部会)	防災、防犯、救助の際に必要な情報を集め。地図上に落とし込む	1,400,000	898,626
6	通年	子供に関する情報発信事業 (子育て・教育部会)	0歳児から小学生までがりようできる施設等の紹介や各自治会の子どもたちに関わる事業の紹介	15,000	
7	6月	講演会 (子育て・教育部会)	発達障害の子どもたちの特性や関わりの学ぶための講演会の開催	105,000	130,348

令和元年度収支決算書

(組織名:西部地域まちづくりの会)

収入総額 3,538,520 円  
 支出総額 3,538,480 円  
 差引金額 40 円

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引額	摘要
1 交付金	4,500,000	3,538,480	△ 961,520	概算払額:4,500,000円 精算戻入額:961,520円
2 補助金	0	0	0	
3 事業収入	0	0	0	
4 会費	0	0	0	
5 寄付金	0	0	0	
6 繰越金	15	15	0	
7 雑入	985	25	△ 960	利子
合計	4,501,000	3,538,520	△ 962,480	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引額	摘要
1 報酬	500,000	464,500	△ 35,500	役員等報酬
2 賃金	383,000	65,450	△ 317,550	事務局員賃金
3 報償費	328,000	421,400	93,400	講師謝礼
4 旅費	25,000	22,680	△ 2,320	講師旅費等
5 消耗品費	500,000	566,092	66,092	事務用品、コピートナー等
6 燃料費	0	0	0	
7 食糧費	82,000	32,110	△ 49,890	お茶代
8 印刷製本費	260,000	318,950	58,950	まちづくり通信等
9 光熱水費	30,000	26,813	△ 3,187	事務所使用分
10 修繕料	0	0	0	
11 通信運搬費	87,000	82,640	△ 4,360	切手、電話、インターネット
12 手数料	10,000	18,352	8,352	振込手数料
13 保険料	50,000	9,000	△ 41,000	イベント用保険
14 委託料	1,800,000	1,189,800	△ 610,200	ハザードマップ作成、歴史遺産マップ作成
15 使用料及び賃借料	0	12,990	12,990	タクシー使用料
16 原材料費	100,000	126,287	26,287	賄い材料費
17 備品購入費	320,000	181,416	△ 138,584	ビデオカメラ、掃除機等
18 負担金	0	0	0	
19 予備費	26,000	0	△ 26,000	
合計	4,501,000	3,538,480	△ 962,520	

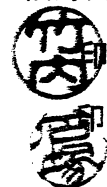
監査報告

西部地域まちづくりの会の規約第27条に基づき、平成30年度に関わる会計の帳簿内容と領収書等の関係書類を照合し監査した結果、適正であることを認めます。

令和2年4月17日

監事 竹内 健三

監事 石塚 佳菜子





単位:円

事業番号	実施日	事業名	事業内容	予算額	決算額
8	8月	コミュニティスクールの開催 (子育て・教育部会)	児童の学習支援と学年相互の交流を図るコミュニティスクールの開催	275,000	102,939
9	11月	講演会 (子育て・教育部会)	学校教育と家庭についての講演会の開催	37,000	79,305
10		西小・塩尻小の子供たちの交流事業 (子育て・教育部会)		0	
11	4月、6月、9月、12月	歌声喫茶事業 (福祉・高齢者部会)	高齢者の交流の場として西部公民館において童謡唱歌や昭和歌謡等を一緒に歌う会の運営	159,000	185,177
12	7月、8月、11月	介護予防体操事業 (福祉・高齢者部会)	高齢者を対象に寝たきりにならないように講師の指導のもと予防体操の体験	42,000	49,672
13	5月、10月	記念事業	住民自治組織を周知するため住民を対象に記念事業を開催	50,000	85,118
14					
合 計				4,501,000	3,538,480

## 役員名簿 (案)

役職名	氏名	自治会名
会長	藤作敏一	緑が丘北
副会長	平石清一	下塩尻
	宮下佐都子	新屋
事務局長	松原光昭	新町
会計	千野敬治	緑が丘
監事	茅野孝雄	諏訪部
	宮崎郁男	秋和
部会長	自然・生活環境部会 春原秀夫	生塚
	防犯・防災部会 小市武志	新屋
	子育て・教育部会 向山節子	緑が丘
	福祉・高齢者部会 横関妙子	常磐町
	IT担当者部会 小市武志	新屋
自治連 会 長	小市武志	新屋
	滝沢敏比古	上塩尻

## 令和2年度事業計画書(案)

(組織名:西部地域まちづくりの会)

単位:円

事業番号	実施日	事業名	事業内容	事業費
1	通年	組織運営事業	役員報酬、スタッフ人件費、事務所維持費など組織の運営に係る経費 ・報酬120万円、賃金20万円 ・消耗品30万円、光熱水費3万円 ・保険料他	1,801,000
2	通年	情報発信事業	広報、ホームページなど組織の活動などの情報発信 ・印刷費20万円 ・通信費15万円	350,000
3	通年	まちづくり計画の策定	西部地域の課題に対し、地域が目指す地域像に向け、取り組めることをまとめた計画づくりを行う。 ・消耗品2万円	20,000
4	6月 10月	視察研修・記念事業	北信地区の先進的なまちづくりの取り組みを学ぶ。 ・賃借料10万円 住民自治組織を周知するための住民を対象にした記念事業の開催 ・謝礼7万円	170,000
5	通年	歴史遺産マップ作成 (自然・生活環境部会)	地域の歴史的な遺産や伝統行事などを地図上に落とすとともに、画像としても残す作業を進める。 ・委託 40万円、通信費10万円 古い写真を掘り起こし、地域住民との交流をはかる。 ・消耗品3万円	530,000
6	通年	ハザードマップ・救助マップづくり (防犯・防災部会)	自治会ごとにハザードマップ、救助マップ、住宅マップを印刷し、活用する、 ・印刷費50万円	500,000
7	通年	IT担当者部会	ハザードマップ、救助マップの管理と情報の更新を行なう。 ・謝礼6万円	60,000
8	通年	情報発信事業 (子育て・教育部会)	子どもに関する情報発信をホームページを活用して行なう。 ・通信費5万円(※事業2. に含まれる)	0

事業番号	実施日	事業名	事業内容	事業費
9	6月	講演会 (子育て・教育部会)	「子育ての社会化を目指して」 ・謝礼7万円、交通費1万5千円、託児3万円	115,000
10	7月	講習会 (子育て・教育部会)	「子育てママのおしゃべり会」4回 ・謝礼3万2千円、消耗品1万円、託児3万円、お茶代2千円	74,000
11	8月	夏休みコミュニティスクール (子育て・教育部会)	コミュニティスクール「学習と学び」を夏休みに行う。 ・謝礼8千円、消耗品2万2千円、原材料費10万円	130,000
12	9月	講演会 (子育て・教育部会)	「子どもの冒険遊び場づくり」 ・謝礼8千円	8,000
13	10月	西小・塩尻小の子供たちとの交流事業 (子育て・教育部会)	西部地区運動会にて、西小と塩尻小の交流を深める競技を実施する。 ・消耗品2万円	20,000
14	9月	講演会 (子育て・教育部会)	「子どもへの暴力防止」 ・謝礼3万3千円、託児3万円	63,000
15	10月	入園入学準備講座 (子育て・教育部会)	「入園・入学準備グッズの手作り講座」 ・謝礼2万4千円、ミシン5万円、原材料費3万円、託児3万円、消耗品8千円	142,000
16	5月 7月 9月 11月 12月 4月	歌声喫茶事業 (福祉・高齢者部会)	歌声喫茶(5,7,9,11,12,4月)6回 ・謝礼14万円、旅費6千円、賃借料12万5千円、お茶代5万円	321,000
17	5月 7月 11月	介護予防体操事業 (福祉・高齢者部会)	高齢者を対象に寝たきりにならないように講師の指導のもと予防体操を体験する。 ・謝礼4万2千円、旅費3千円、賃借料7万4千円、お茶代3万円	149,000
18	6月 9月	視察研修 (福祉・高齢者部会)	「ふれあいサロンひなたぼっこ」 「みんなの塩田食堂」 ・食料費4千円、賃借料4万3千円	47,000
合 計				4,500,000

## 令和2年度収支予算書(案)

(組織名:西部地域まちづくりの会)

収入総額 4,501,000 円  
 支出総額 4,501,000 円

(収入の部)

(単位:円)

科目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘要
1 交付金	4,500,000	4,500,000	0	上田市からの交付金
2 補助金	0	0	0	
3 事業収入	0	0	0	
4 会費	0	0	0	
5 寄付金	0	0	0	
6 繰越金	15	40	25	
7 雑入	985	960	△ 25	利子等
合計	4,501,000	4,501,000	0	

(支出の部)

(単位:円)

科目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘要
1 報酬	500,000	1,200,000	700,000	役員等報酬
2 賃金	383,000	200,000	△ 183,000	事務局員賃金
3 報償費	328,000	607,000	279,000	講師謝礼
4 旅費	25,000	24,000	△ 1,000	講師旅費
5 消耗品費	500,000	440,000	△ 60,000	事務用品、コピートナー等
6 燃料費	0	0	0	
7 食糧費	82,000	86,000	4,000	お茶代
8 印刷製本費	260,000	700,000	440,000	まちづくり通信等
9 光熱水費	30,000	30,000	0	事務所使用分
10 修繕料	0	0	0	
11 通信運搬費	87,000	250,000	163,000	切手、電話、インターネット
12 手数料	10,000	20,000	10,000	振込手数料
13 保険料	50,000	21,000	△ 29,000	イベント用保険
14 委託料	1,800,000	400,000	△ 1,400,000	歴史遺産マップ作成
15 使用料及び賃借料	0	342,000	342,000	視察バス代等
16 原材料費	100,000	130,000	30,000	賄い材料費
17 備品購入費	320,000	50,000	△ 270,000	ミシン
18 負担金	0	0	0	
19 予備費	26,000	1,000	△ 25,000	
合計	4,501,000	4,501,000	0	

※ただし、科目間に過不足が生じた場合は、流用できるものとする。

西部地域まちづくりの会 部会員

<自然・生活環境部会>

No.	氏名	自治会名	選出区分
* 1	飯高アヤ	常磐町	長野大学(前川ゼミ)
* 2	小川幹雄	緑が丘西	花いっぱい会
* 3	小山智恵子	生塚	花いっぱい会
○ 4	清水 洽	上塩尻	個人
* 5	清水 哲彦	上塩尻	上塩尻の今昔の会(副会長)
* 6	白井祐介	五加	長野大学(前川ゼミ)
7	須貝直好	新町	個人
8	菅沼 性一	上塩尻	上塩尻の今昔の会(会長)
◎ 9	春原 秀夫	生塚	まちづくりの会部会長
10	滝沢 敏比古	上塩尻	地域協議会・自治会
11	竹内 健三	下塩尻	桜つつみホテル会
12	竹内 充	下塩尻	地域協議会・塩尻商工振興会
* 13	竹花 敏郎	常磐町	個人
14	田畑 裕康	緑が丘西	西部地区自治連顧問
15	茅野 孝雄	諏訪部	自治会
16	中島 邦夫	秋和	個人
17	平石 清一	下塩尻	まちづくりの会副会長
18	前川 道博	下之郷	長野大学 企業情報学部
* 19	翠川 潔	城北	自治会
* 20	山崎 洋	常磐町	個人

オブザーバー 関俊雄、福西邦久

<防犯・防災部会>

No.	氏名	自治会名	選出区分
1	青島 隆典	城北	第5分団
* 2	上原 良明	生塚	自治会
* 3	小川 哲夫	秋和	個人
◎ 4	小市 武志	新屋	自治会・防犯協会
○ 5	菅沼 あき子	上塩尻	地域協議会
6	関 和彦	生塚	第5分団
7	田中 秀男	城北	個人
* 8	塚田 博巳	下紺屋町	自治会
9	塚本 謙一	緑が丘西	地域協議会・自治会
10	中島 正一	秋和	上田交通安全協会 西部会
11	堀内 吉孝	秋和	個人
12	松本 良治	秋和	上田卸商業協同組合
13	松原 光昭	新町	まちづくりの会事務局長
* 14	湯田 博	常磐町	自治会

<子育て・教育部会>

No.	氏名	自治会名	選出区分
1	柄澤 朗	新屋	個人
2	久保田 紀雄	緑が丘北	個人
3	渋谷 友紀	緑が丘北	個人
4	清水 陽月	下塩尻	NPO法人 夢こどもの翼
5	瀧澤 利恵	新屋	地域協議会
* 6	竹内 由希子	秋和	塩尻小PTA
7	武田 正義	緑が丘北	上田市少年補導委員会
* 8	東城 雄飛	城北	西小PTA
9	宮尾 秀子	秋和	GAP里山・NPO法人子育て応援団ぱれっと
○ 10	宮崎 昌子	城北	地域協議会
11	宮下 佐都子	新屋	まちづくりの会副会長
* 12	宮島 範雄	秋和	自治会
◎ 13	向山 節子	緑が丘	地域協議会

<福祉・高齢者部会>

No.	氏名	自治会名	選出区分
1	足立 則男	下塩尻	自治会
* 2	黒澤 清人	鎌原	自治会
3	田畑 冴子	緑が丘西	個人
○ 4	千野 敬治	緑が丘	自治会
5	藤作 敏一	緑が丘北	まちづくりの会会長
6	町田 耕志	緑が丘北	自治会
7	松川 滋	鎌原	個人
* 8	宮本 貴子	常磐町	まごの手
9	母袋 元	西脇	西部地区民生児童委員会
◎ 10	横関 妙子	常磐町	個人

< I T 担当者部会 >

No.	氏 名	自 治 会 名	選出区分
1	石 卷 一 男	下 紺 屋 町	
2	矢 杉 勇 一	鎌 原	
3	須 山 勲	西 脇	
○	4 松 原 光 昭	新 町	
5	池 田 英 樹	諏 訪 部	
6	茅 野 孝 雄	諏 訪 部	
7	上 原 良 明	生 塚	
8	田 口 敬 祐	常 磐 町	
9	吉 山 千 治	常 磐 町	
10	金 子 忠 弘	緑 が 丘	
11	千 野 敬 治	緑 が 丘	
12	勝 野 進	新 屋	
◎	13 小 市 武 志	新 屋	
14	武 田 正 義	緑 が 丘 北	
15	町 田 耕 志	緑 が 丘 北	
16	田 畑 裕 康	緑 が 丘 西	
17	横 澤 保 夫	緑 が 丘 西	
18	新 津 勝 也	城 北	
19	滝 沢 俊 彦	秋 和	
20	中 島 浩 喜	秋 和	
21	三 浦 英 雄	上 塩 尻	
22	足 立 則 男	下 塩 尻	

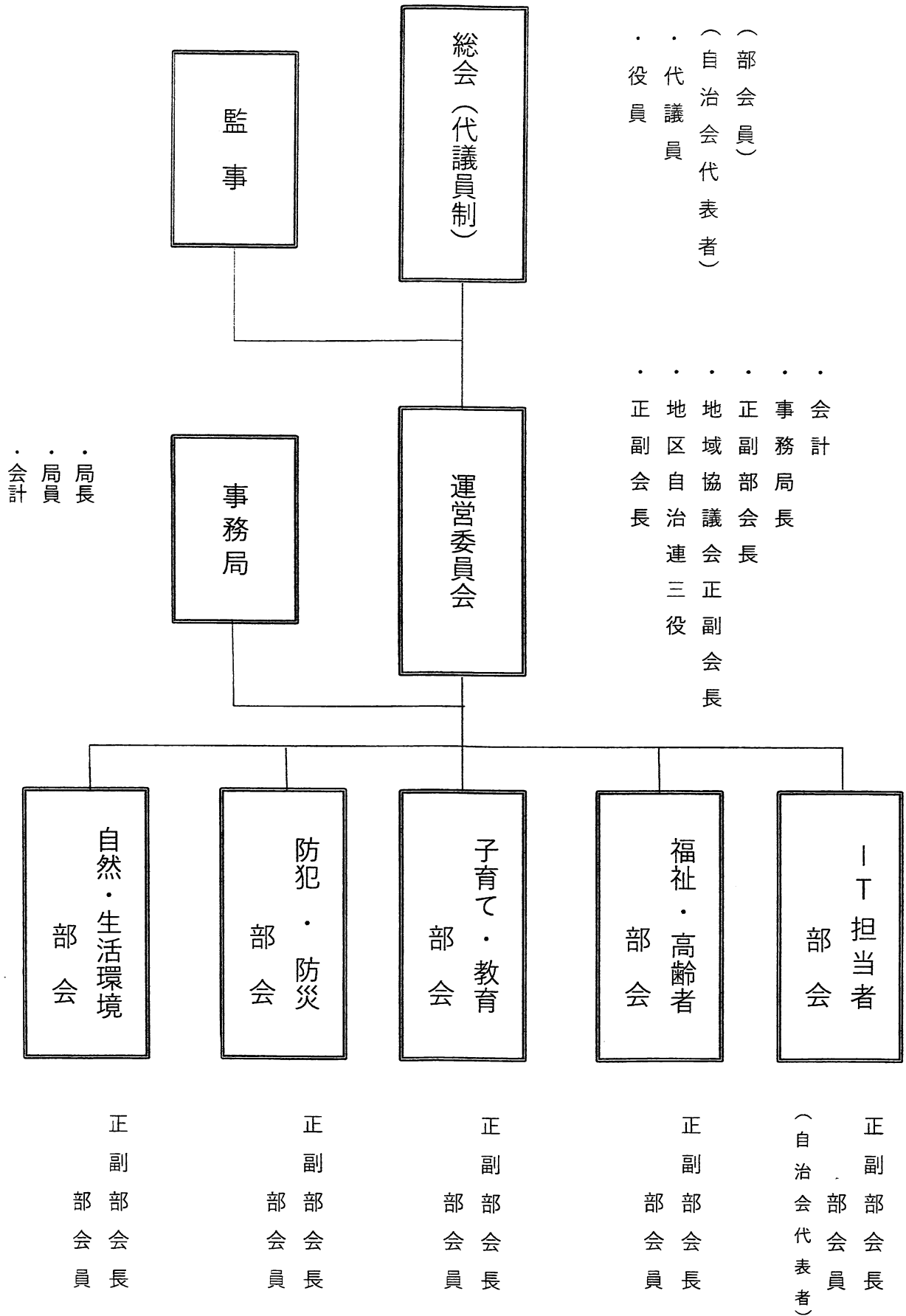
◎ 部会長

○ 副部会長

\* 新規参加



# 西部地域まちづくりの会組織図



# 西部地域まちづくりの会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、西部地域まちづくりの会（以下「まちづくりの会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 まちづくりの会は、上田市西部地区及び塩尻地区（以下「西部地域」という。）の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を活かし、生き生きと安全で安心して暮らせる住みよい地域づくりを行うことを目的とする。

### (区域)

第3条 まちづくりの会の区域は、西部地域の範囲とする。

### (事業)

第4条 まちづくりの会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定に関すること
- (2) 地域の振興と地域課題に向けた事業の企画、実施に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること

### (会員)

第5条 まちづくりの会の会員は、西部地域に居住する住民並びに西部地域で活動する団体とする。

また、地域内の企業等で、このまちづくりの会の目的に賛同するものも会員になることができる。

### (組織)

第6条 まちづくりの会は、総会、運営委員会で構成する。

- 2 まちづくりの会に課題別の部会を置く。
- 3 まちづくりの会に監査を置く。
- 4 まちづくりの会に事務局を置く。

## 第2章 役員

(役員)

第7条 まちづくりの会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人
- (6) 西部、塩尻地区自治連会長 各1名
- (7) 部会長 設置部会の数

2 必要に応じて、まちづくりの会に顧問を置くことができる。

(役員の設定)

第8条 会長、副会長、事務局長、会計、監事、顧問は、会員の中から運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

- 2 西部、塩尻地区自治連の代表者は各地区自治連で選出し、総会の承認を得る。
- 3 部会長の部会長は、各部会を構成するものの中から選出し、総会の承認を得る。
- 4 役員に欠員が生じた場合は、補欠役員を選出する。
- 5 補欠役員は、運営委員会にて承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員は次の職務にあたる。

- (1) 会長はまちづくりの会を代表し、会務を総括する。また、必要に応じ役員を招集し役員会を開催する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、まちづくりの会の庶務及び会計を総括する。
- (4) 会計は、まちづくりの会の経理事務を担当する。
- (5) 監事は、まちづくりの会の会計及び資産の状況並びに業務の執行を監査する。
- (6) 西部、塩尻地区自治連の代表者は、地域の情報を提供する。
- (7) 部会長は、担当部会の運営に当たる。
- (8) 顧問は必要に応じて会議に出席し、助言を行うことができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、西部塩尻地区自治連会長はこの限りではない。また、再任は妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期及び会計年度にかかわらず、総会において新たな役員が承認されるまでの間は、役員は引き続きその任務にあたるものとする。

### 第3章 総会

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第12条 総会は、代議員制とする。

2 代議員は、自治会代表者及び部会員をもって構成する。

(総会開催)

第13条 定期総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 代議員の4分の1以上から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会招集)

第14条 総会は、会長が招集し、公開で行う。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会定足数)

第15条 総会は、代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(総会議長)

第16条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会議決)

第17条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場

合は、議長の決するところによる。ただし、役員は議決権を有しない。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 役員の設定に関する事
- (2) まちづくり計画、事業計画及び予算の決定に関する事
- (3) 事業報告及び決算の承認に関する事
- (4) 規約の制定・改廃の決定に関する事
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

## 第4章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は会長、副会長、西部地区及び塩尻地区自治連三役、上田西部地域協議会会長、同副会長、部会長、副部会長、事務局長、会計をもって構成する。

(運営委員会の招集と議長)

第20条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の審議事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の議決)

第22条 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第5章 部会

(部会)

第23条 まちづくりの会に次の部会を置く。

- (1) 自然・生活環境部会
- (2) 防犯・防災部会
- (3) 子育て・教育部会
- (4) 福祉・高齢者部会
- (5) IT担当者部会
- (6) その他会長が必要と認める部会

2 部会は、第2条の目的を達成する事業を企画し、執行する。

3 部会の部会員は、別に定める。

4 部会に部会長、副部会長を置く。部会は、部会長を選出し、副部会長を決める。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) その他部会運営に関する事

## 第6章 会計及び監査

(会計)

第24条 まちづくりの会の経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第25条 まちづくりの会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整理)

第26条 まちづくりの会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

(監査)

第27条 監事は、会計年度終了後、監査を実施しその結果を総会にて報告する。

(報酬)

第28条 まちづくりの会の役員報酬等は、別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局の位置)

第29条 まちづくりの会の事務局は、西部公民館内に置く。

(事務局の構成)

第30条 事務局の構成は、事務局長、事務局員及び会計とする。

- 2 事務局員は、事務局長を補佐する。
- 3 事務局員の給与等は別に定める。

## 第8章 その他

(雑則)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年6月26日から施行する。

(設立時の事業年度)

- 2 初年度の事業年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。

(設立時の会計年度)

- 3 第25条の規定にかかわらず、第1期の会計年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。
- 4 まちづくりの会設立時の役員の任期は、第10条の規定に関わらず、令和2年3月31日までとする。

附則

この規約は、令和元年5月10日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月24日から施行する。



## 第28条関係

### 西部地域まちづくりの会 役員等の報酬

#### 1 年額制

会 長	60,000 円
副会長	40,000 円
事務局長	50,000 円
会 計	30,000 円
監 事	10,000 円
西部・塩尻地区自治連会長	30,000 円
部会長	35,000 円
地域協議会正副会長	25,000 円
西部・塩尻地区自治連三役	25,000 円
副部会長	20,000 円
部会員	10,000 円

## 第30条関係

#### 2 時給制

事務局員	850 円/時間
------	----------

## 申し合わせ事項

- 1 重要事項（規約の改正、役員の変更等）については、検討委員会で協議して運営委員会に諮り、総会の承認を得る。検討委員会の構成は、西部地域まちづくりの会三役（4人）、西部、塩尻地区自治連三役（6人）、地域協議会会長（1人）、部会長（5人）、地域担当職員（1人）の17人とする。
- 2 部会員の任期は、総会から総会までとし、団体代表で役職を交代しても、個人参加の形で部会員として残ることができる。
- 3 部会へ新たに参加する団体、個人は、部会長を窓口として、運営委員会に提案し、承認を得る。



# 委 嘱 状

前 川 道 博 様

西部地域まちづくりの会部会員に委嘱します

部会名（ 自然・生活環境 ）

令 和 2 年 4 月 2 4 日

西部地域まちづくりの会 会長 藤作敏一



役員の皆様  
代議員の皆様

令和2年4月10日

西部地域まちづくりの会  
会長 藤作敏一

## 令和2年度・定期総会中止のお知らせと 議案の承認についてお願い

コロナウイルスにより令和2年度の定期総会の開催は三密の条件等を考慮して取り止めにしました。そこで、総会資料を送付（お届け）しますので、議案第1号～議案第4号までの内容をご覧いただき、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、本来ならば定期総会に提案をして代議員の皆様のご議決によって承認をいただくところですが、特例中の特例としてすでに運営委員会に提案をして承認を得ています。そこで、その会議の決定をもって定期総会に代えさせていただきます。なお総会資料等でご意見がありましたら事務局までお願いします。今後は事業計画に基づいて運営していきますが、皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが令和元年度で退任されます役員並びに部会員の皆様へ書面にてお礼を申し上げます。多方面にわたりご尽力いただき本当にありがとうございました。

〔配布物〕 定期総会資料  
部会員委嘱状（部会未定者・新地域協議会員の方には後日）  
規約集

〔追記〕 当面、まちづくりの会の活動拠点の西部公民館が閉鎖されていますので、会議（運営委員会・部会）、事業計画等はすべて中止といたします。

# [ 会議・事業の日程一覧 ]

令和2年4月17日

当面は中止。再開の場合は連絡します。

	<三役会>	<運営委員会>	<部会>	<事業内容>
5月	8 (金)	21 (木)	22 (金)	
6月	5	18	19	1 (月) 寝たきりにならない体操
				( ) 講演会「子育ての社会化を目指して」
				15 (月) 視察研修「ひなたぼっこ」
				24 (水) 視察研修会 (北信)
7月	3	16	17	( ) 子育てママのおしゃべり会 (4回)
				6 (月) 歌声喫茶
8月	7	20	21	3 (月) 寝たきりにならない体操
				8 (土) コミュニティスクール
9月	4	17	18	( ) 講演会「子どもの冒険遊び場づくり」
				9 (水) 歌声喫茶
				20 (日) 視察研修「みんなの塩田食堂」
10月	2	15	16	5 (月) 寝たきりにならない体操
				( ) 西部地域運動会 (小学生の交流会)
				17 (土) 記念事業「我謝」の演奏会
11月	6	19	20	2 (月) 歌声喫茶
				( ) 講演会「子どもへの暴力防止」
12月	3	17	18	20 (日) 歌声喫茶「サンクス・クリスマス…」
1月	15	28	29	1月～「入園・入学準備グッズづくり」
2月	5	18	19	
3月	5	18	19	
4月				5 (月) 歌声喫茶

↓ ( ) …定期総会